

有効期間満了日 令和7年8月31日

熊生企第568号

令和7年7月1日

令和7年度「青少年の被害・非行防止強調月間」への取組について（通達）

熊本県では、こども家庭庁が主唱する令和7年度「青少年の被害・非行防止全国強調月間」を受け、7月から8月の2か月間を、標記強調月間の実施期間と定め、青少年の被害・非行防止に関して、関係機関・団体等の協力を得て、県民意識の高揚、青少年の被害・非行防止への対応の強化を図ってきたところ、本年度は、別添のとおり「インターネット利用における子どもの性被害等の防止」を最重点課題としつつ、各種重点課題への取組を推進されることとなっている。

本県警察にあっても、運動と連動した取組方針に沿った効果的な活動を別紙のとおり実施することとしたので、各警察署にあっては、地域の実情に応じた青少年の被害・非行防止に取り組まれたい。

なお、本運動の期間中における取組結果については、「肥後っ子サポート教室の積極的な実施について（通達）」（令和7年4月1日付け熊生企第249号）及び「生活安全警察に関する申報の業務合理化について（通達）」（令和3年3月12日付け熊生企第169号）によるほか、必要に応じて適宜申報されたい。

別紙

取組方針

実施期間	令和7年7月1日（火）から同年8月31日（日）までの間
最重点推進事項	推進内容
インターネット利用における子どもの性被害等の防止	<p>(1) 「「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の決定について（通達）」（令和4年6月7日付け熊生企第488号）に基づく取組を推進するほか、熊本県少年保護育成条例（少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）の周知徹底</p> <p>(2) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」の策定について（通達）」（令和6年10月4日付け熊生企第772号）に基づく、インターネットの適切な利用に関する啓発活動等の推進</p> <p>(3) 「SNSに起因する児童の性被害等防止のための注意喚起・警告の実施について（通達）」（令和7年3月3日付け熊生企第136号）に基づく、注意喚起に資するサイバーパトロールの強化</p>
重点推進事項	推進内容
1 有害環境への適切な対応及び薬物乱用対策の推進	<p>(1) インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持 営業実態の把握に努め、営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について働き掛けるなど、店舗における善良な風俗環境を保持する。</p> <p>(2) 各種営業者からの有害な商品等の供給の遮断 少年に有害な商品等を供給する各種営業者の実態把握に努め、年齢確認、区分陳列の徹底等について指導・要請等を行い、有害な商品等の少年への供給を遮断する。</p> <p>(3) 薬物乱用を許さない環境の醸成 薬物密売や薬物乱用少年に関する情報把握に努めて供給遮断を図るほか、広報啓発活動を推進して、少年の薬物乱用を許さない環境を醸成する。</p> <p>(4) 少年の性に着目した形態の営業等からの影響の排除 少年を性的な業務に従事させる悪質な性風俗関連特殊営業のほ</p>

	か、女子高校生等による密接なサービスを売りにした、いわゆる「JKビジネス」の実態把握に努め、これらの営業やスカウト行為等の取締りを徹底するなど、少年の性に着目した形態の営業等からの少年への有害な影響を排除する。
2 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止	<p>以下に配意し、管内の情勢に応じた取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 少年警察ボランティア等と連携した不良行為少年等の早期発見及び指導・助言の徹底 (2) 非行防止教室等の活用や管理者対策の促進による初発型非行（犯罪）防止対策の推進 (3) 少年を「電話で『お金』詐欺」に加担させないための啓発の徹底 (4) 少年の立ち直り支援に向けた少年相談窓口の周知徹底 (5) 少年がSNS上における「闇バイト」等情報により重大な犯罪に加担する危険性の教育・啓発の推進
3 再非行（犯罪）の防止	「非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について（通達）」（令和4年4月7日付け熊生企第323号）に基づく取組の推進
4 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応	「学校におけるいじめ問題への的確な対応について（通達）」（令和4年3月2日付け熊生企第144号）に基づく取組の推進